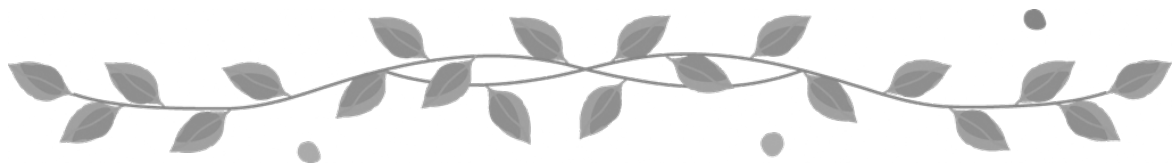
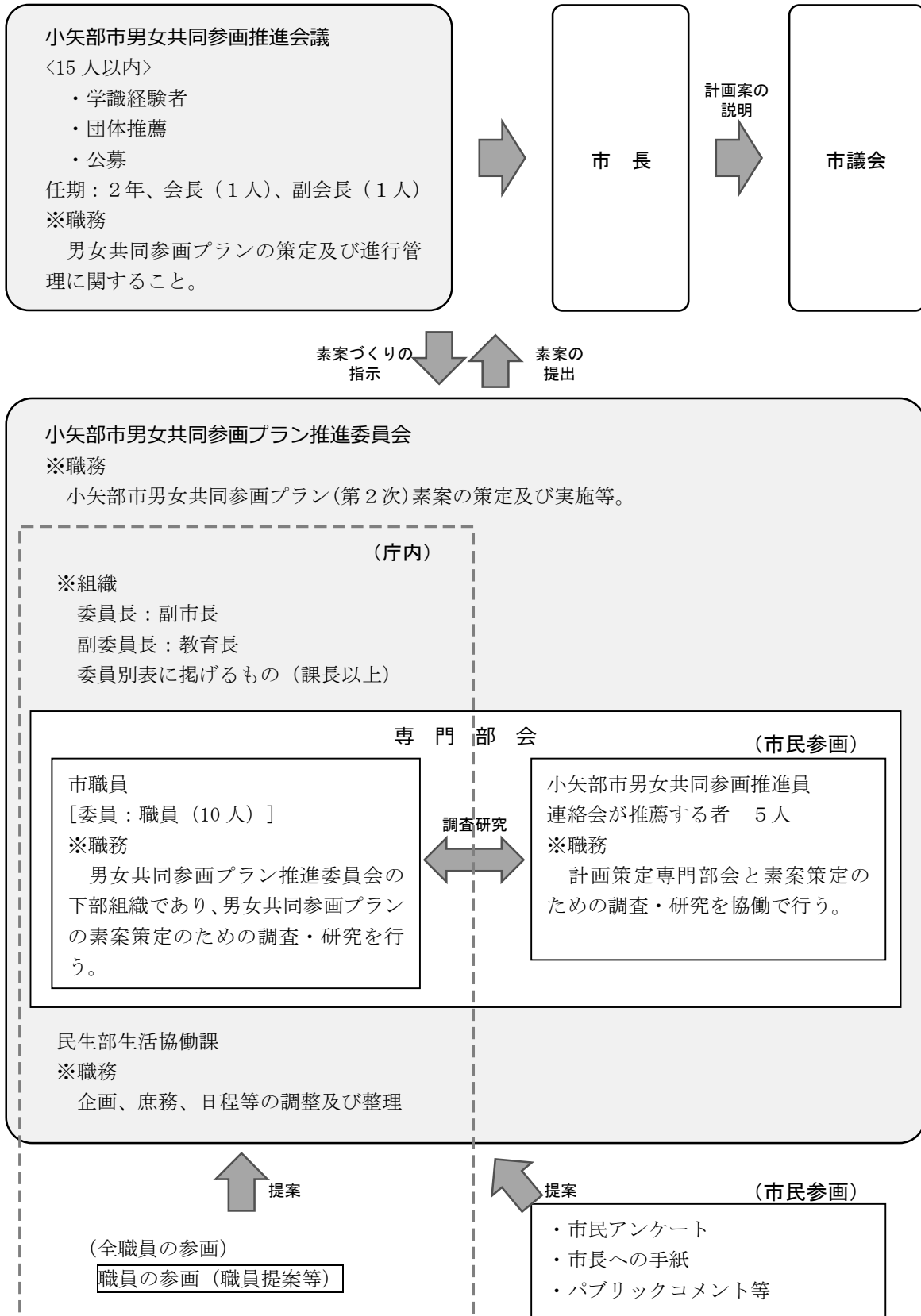


資料編



「小矢部市男女共同参画プラン(第2次)後期計画」策定に関する組織



小矢部市男女共同参画推進会議規則

平成28年 3月24日規則第15号

小矢部市男女共同参画推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、小矢部市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の推進について識見を有する者
- (2) 市内団体の代表者から推薦された者
- (3) 公募による者（20歳以上の市民に限る。）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

計画策定の経緯等

①委員名簿

役職等	氏名	推薦団体等
会長	福島 敏正	小矢部市自治会連合会
副会長	嶋田 幸恵	小矢部市女性団体連絡協議会
委員	新明 政夫	小矢部市商工会
委員	前田 智嗣	小矢部市企業協会
委員	上田紀久子	人権擁護委員
委員	中川日登美	小矢部市小中学校校長会
委員	岡本 稔	小矢部市P T A連絡協議会
委員	津田雄一郎	小矢部青年会議所
委員	上田 光雄	小矢部市男女共同参画推進員連絡会
委員	塚崎志津江	小矢部市家庭児童相談員
委員	新谷 幸子	公募委員
委員	谷崎 正則	公募委員

②委員会開催日時

開催日	開催回	内容
平成 29 年 12 月 26 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付、正副会長の選出 ・市民意識アンケート調査報告書について ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）の進捗状況について ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）後期計画の策定について（組織・基本方針、スケジュール等）
平成 30 年 2 月 2 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）改定版（素案）について
平成 30 年 3 月 5 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）改定版（案）について

小矢部市附属機関条例

平成28年 3月24日 条例第6号

小矢部市附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所掌事務	委員の定数
略	略	略
小矢部市男女共同参画推進会議	(1) 小矢部市男女共同参画プランの策定及び進行管理に関する事 (2) 男女共同参画を推進する団体及び個人のネットワークの構築に関する事 (3) 男女共同参画推進員の活動支援に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事	15人以内
略	略	略

小矢部市男女共同参画プラン（第2次）改定版

2018年（平成30年）3月

発行 小矢部市

編集 小矢部市民生部生活協働課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

TEL (0766) 67-1760 (代) FAX (0766) 67-2033

URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>